

内閣府大臣 消費者及び食品安全担当 小平 忠正様  
消費者庁長官 阿南久様

2012年10月24日

## 食品表示法制定への要望書

食品表示を考える市民ネットワーク

消費者庁が昨年9月に設置した食品表示一元化検討会では一年に渡る議論の末、報告書をとりまとめ8月9日に公表しました。しかし、その報告書では私たちが要望した下記事項が不明確のままになり、また一部は先送りされました。

- 1 表示法の目的に消費者の知る権利、選択の権利確立を盛り込むこと
- 2 現状の表示制度の不備を補うために、各法を具体的に検討すること
- 3 現行の表示事項を削減しないこと
- 4 消費者を誤認させる表示の禁止
- 5 執行体制の見直し
- 6 加工食品の原料原産地表示、遺伝子組み換え食品表示、食品添加物の表示拡充

### 1. 食品について情報を知る権利、知った上で選択する権利

立法の過程で、法の目的に明記するよう求めます。また消費者の権利の実現手段として、主務大臣に対する申出及び主務大臣の調査公表制度を盛り込んでください。

### 2. 一元化の対象法の拡大

食品衛生法、JAS法、健康増進法のみならず、酒税保全法等も含め、その範囲を再検討するよう求めます。現行の食品衛生法では表示項目中に酒精飲料と記載しているため、酒類についても表示法の対象に含めることは可能です。現実には果実絵表示のある酒類を果実飲料と誤飲するケースもあり、食品として同一の法律において規制することが必要です。

また、分かりやすい表示という名目で字を大きくし、表示事項に優先順位をつけて、表示すべき情報を削減することには、絶対に反対します。字を大きくすれば見やすくなるかもしれませんが、情報が少なくなると、分かりにくさは一層増します。現在の表示の分かりにくさは、表示免除などの例外が多いため、正しい情報が伝わらないところに原因があります。さらに現行法を精査し、その不備を補うための一元化の実を上げるよう要望します。

### 3. 現行の表示事項の削減はしないこと

アレルギーの強調表示や栄養成分表示の義務化の代償として、現行の表示事項を削減することがあってはならないことです。わが国の表示はEUや韓国等と比較しても貧弱であり、これを削減したら表示の意味が失われます。

### 4. 消費者を誤認させる表示の禁止

また義務表示、虚偽誇大広告の禁止のみならず、消費者を誤認させる表示の禁止も盛り込むべきです。

## 5. 執行体制の見直し

表示制度を一元化しても、その執行体制が厚生労働省や農林水産省あるいは地方自治体等との共管で行われています。執行体制の充実と強化についても検討すべきです。

## 6. 具体的検討が先送りになった表示事項について

### 加工食品の原料原産地表示の拡大について

全ての加工食品のトレーサビリティと原料原産地表示の義務化を求めます。表示制度を一元化すれば、JAS法に基づく品質の差異という要件は撤廃されるので、知る権利の保障としての原産地表示の義務化が可能になります。繰り返される加工食品の産地偽装事件や安全性を脅かす事件を受け、出どころの明らかな国産食品を食べたいという消費者の声が高まっています。原料がどこで生産されたのかを知り利用したいと考えます。

加工食品の原料原産地表示は、原則すべて義務化し(やむを得ない事情のあるものに限り例外あり)、加えてすべての外食・中食についても原則義務化(同上の例外あり)すべきです。

### 遺伝子組み換え食品の表示義務について

全ての遺伝子組み換え食品・飼料の表示を義務化することを求めます。消費者の多くが遺伝子組み換え食品に不安を持ち、食べたくないと考えています。しかし、現行の表示制度では選択できません。EUでは遺伝子組み換え食品および飼料は、表示及びトレーサビリティ制度の対象となり、すべての食品に表示がされています。対象とならない場合として、意図しない混入は0.9%未満(日本5%未満)となっています。

消費者が情報を正しく知ることができ、選ぶことができる、EU並みの表示制度への抜本的な改正を求めます。

### 食品添加物表示について

食品に使用している食品添加物を、原則、すべて具体的な物質名で表示することを求めます。消費者は、食品添加物が少ない安全な食品を求めています。しかし、現在の表示制度では、使用されている多くの添加物が隠れてしまっています。まず「乳化剤」のような一括表示や、「加工でん粉」のような簡略名によって具体的な物質名が示されていません。また、原材料に用いる食品添加物はキャリーオーバーという形で表示を免れています。消費者は、食品を食べる際に、どのような食品添加物を摂取することになるのか、正確に知ることを求めています。

これら先送りになった事柄については、新法の制定と併せて府令を表示義務化の方向で進めるよう求めます。また、制度の具体的な検討を行なう作業部会等を設置したときは、消費者側の委員も加えることを要望します。

【問い合わせ】食品表示を考える市民ネットワーク事務局 東京都新宿区西早稲田 1-9-19-207

tel 03(5155)4756 fax 03(5155)4767 [Eメール office@gmo-iranai.org](mailto:office@gmo-iranai.org)

「食品表示を考えるネットワーク」は、2011年11月11日に開催された公開シンポジウム「消費者が考える食品表示一元化」の後、広く消費者の意見を集め消費者が望む食品表示法を実現するために結成されました。現在、構成団体は、食の安全・監視市民委員会／主婦連合会／NPO法人食品安全グローバルネットワーク／新日本婦人の会／生活クラブ生協連合会／グリーンコープ共同体／大地を守る会／NPO法人日本消費者連盟／遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーンです。